

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー100%由来の電力に切り替えた者に対し、予算の範囲内で奨励金を支給することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「再エネ 100%電力」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるものを由来とする電力のことをいう。

2 この要綱において、小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。

(奨励金の対象事業)

第3条 この要綱における IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象事業については、市長が別に定める再エネ 100%電力メニューとする。

(奨励金の交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、自らが契約し、かつ、居住する市内の建築物の契約電力を申請を行う会計年度の前年度の12月最終開庁日の翌日から当該会計年度の3月第2金曜日までに、従来電力から再エネ 100%電力メニューに切り替えた個人（次条第2号に規定する年度に申請する場合にあっては、交付申請時点において、次条第1号に規定する年度に交付申請した時点から途切れなく再エネ 100%電力メニューから電力供給を受けている個人）とする。

2 前項に定めるもののほか、奨励金の交付対象者は、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 供給地点特定番号ごとの申請を行っていること。
- (3) 同一年度内において、当該電力契約について、本要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税（固定資産税・軽自動車税・市民税）の滞納がないこと。
- (5) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(奨励金の申請回数)

第5条 奨励金は、次の各年度に1回ずつ申請することができる。

- (1) 初めて申請した年度
- (2) 別に定める年度の次年度。ただし、別に定める年度に申請を行い、奨励金の交付を受けた場合に限る。

(奨励金の交付額)

第6条 奨励金の額は、1申請当たり 20,000 円とする。

(奨励金の交付申請等)

第7条 第5条(1)又は(2)に該当し、かつ、奨励金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付申請書兼交付請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、次条に定める期間内に、市長に提出しなければならない。なお、申請書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請書を提出することができる。

(1) 再エネ 100%電力メニューの契約が確認できる書面の写し又はそれに代わるものの写し

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請の申込期間)

第8条 前条の規定による奨励金の交付申請は、申請を行う会計年度の6月第1月曜日から3月第2金曜日までに行わなければならない。

(奨励金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請が交付申請者からあった場合は、その内容を審査し、第4条及び第5条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で奨励金の交付が決定された者(以下「交付決定者」という。)として、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、当該交付申請者について第4条及び第5条に規定する基準に適合しないと認めたときは、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第10条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付を決定した場合は、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、奨励金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) 交付決定者が、奨励金の交付決定を受けた日から1年以内に再度従来電力に切り替えたとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該交付決定者に対し、速やかにIZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金返還命令書(様式第5号)により、その返還を命ずるものとする。

(状況調査)

第13条 市長は、必要に応じて当該電力契約の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組み)

第14条 交付決定者は、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(調査協力)

第15条 交付決定者は、市が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年5月22日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和6年5月29日一部改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和7年 月 日一部改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

年 月 日

和 泉 市 長 あて

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付申請書兼交付請求書

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり交付を申請し、請求します。本奨励金申請あたっては、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱の規定を遵守します。

1 申請者情報

申請者住所	〒 ー 和泉市
申請者氏名	ふりがな
電話番号	
E-MAIL	
申請回数 (該当する方に☑)	☐ 1 回目 ☐ 2 回目
	2 回目の場合は、1 回目受け取った交付決定通知書兼確定通知書の日付を記載してください。 年 月 日

2 電力契約の概要

契約電力の 使用場所	☐ ←申請者住所と同じの場合は左にチェック 〒 ー 和泉市
供給地点特定番号	(2 2 桁の番号を記載)
契約事業者名	
契約電力メニューの 名称	

3 交付申請金額

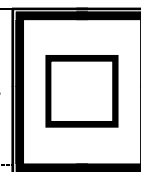
申請金額	20,000円
------	---------

4 振込指定口座（申請者本人の口座であること）

金融機関名 (ゆうちょ 銀行以外)	銀 行 信用金庫						支店 名	支 店 出張所					
口座番号							種別	普通 ・ 当座					
口座名義人 カナ													
ゆうちょ 銀行	記号（5桁）						番号（最大8桁）						
口座名義人 カナ													

私は、下記事項を誓約・同意いたします

右欄に✓を入れてください



- ・ IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱の内容を了承しました
- ・ 居住する市内の建築物の契約電力は、従来電力から再エネ 100%電力メニューへ切り替えています
- ・ 契約電力を従来電力から再エネ 100%電力メニューに切り替えた後、再度従来電力に切り替えた場合は、市に速やかに連絡いたします
- ・ 奨励金の交付決定を受けた日から、1年以内に再度従来電力に切り替えた場合は、奨励金を返還いたします
- ・ 住民登録の有無および市税の納税状況について、奨励金の認定に必要な範囲で、和泉市が確認することに同意します
- ・ 市税の滞納はしていません
- ・ 和泉市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しません
- ・ 申請内容と誓約事項等に虚偽があった場合や、交付の決定の内容に違反することが判明した場合は奨励金を返還します
- ・ 本申請書兼交付請求書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、市役所職員が行うことに同意します

《添付書類》 下記書類を必ず添付してください

- ☐ 再エネ 100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写し又はそれに代わるものの写し

様式第2号（第9条関係）

和 泉 環 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○ ○○ 様

和泉市長 ○○ ○○ 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付け申請の IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金の交付については、
IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第9条第1項の規定に基づき審査し、下記のとおり
交付を決定及び確定したので、通知します。

記

◇奨励金交付確定額 _____ 円

様式第3号（第9条関係）

和 泉 環 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○ ○○ 様

和泉市長 ○○ ○○ 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金の交付については、
IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第9条第2項の規定に基づき審査し、下記の理由
により不交付となりましたので通知いたします。

記

不交付理由：

和 泉 環 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○ ○○ 様

和泉市長 ○○ ○○ 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付和泉環第 号で交付及び確定の決定をした IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金について、次のとおり取り消したので、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、通知します。

記

- 1. 奨励金取消金額 金 円
- 2. 奨励金取消後金額 金 円
- 3. 取消理由

和 泉 環 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○ ○○ 様

和泉市長 ○○ ○○ 印

IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金返還命令書

年 月 日付和泉環第 号で交付及び確定の決定をした IZUMI 再エ
ネ 100 電力切替奨励金について、次のとおり取り消したので、IZUMI 再エネ 100 電力切替奨
励金交付要綱第 1 2 条の規定により、次の通り返還を命ずる。

記

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	
奨 励 金 の 交 付 確 定 額	円
奨 励 金 の 既 交 付 額	円